

使用前検査申請書

廃炉発官R4第176号
令和5年2月15日

原子力規制委員会 殿

東京都千代田区内幸町1丁目1番3号
東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 小早川 智明

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第64条の3
第7項の規定により次のとおり検査を受けたいので申請します。

<p>発電用原子炉施設の設置又は変更に係る事業所の名称及び所在地</p>	<p>福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町及び双葉町</p>
<p>申請に係る発電用原子炉施設の概要</p>	<p>福島第一原子力発電所 汚染水処理設備等 使用済セシウム吸着塔一時保管施設（第三施設） 上記の施設のうち、HIC保管体数192体</p> <p>※ 実施計画 II.2.5.2.1 主要仕様および II.2.5 添付資料-14参照</p>
<p>実施計画の認可年月日</p>	<p>平成25年 8月14日 実施計画の変更認可年月日 令和5年 2月2日</p>
<p>検査を受けようとする工程</p>	<p>構造、強度又は漏えいに係る試験をすることができる状態になった時</p> <p>設備の組立てが完了した時</p> <p>工事の計画に係る工事が完了した時</p>
<p>検査を受けようとする期日</p>	<p>自 令和5年 3月22日 至 令和5年 3月31日</p>
<p>検査を受けようとする場所</p>	<p>東京電力ホールディングス株式会社 福島第一原子力発電所</p>
<p>申請に係る発電用原子炉施設の使用の開始の予定時期</p>	<p>令和5年 4月24日</p>

工事の工程に関する説明書

年月		2022						2023					
		7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	
項目													
汚染水処理 設備等	使用済セシウム 吸着塔一時 保管施設（第三 施設）			—						▼		☆ △	

— : 工事期間

☆ : 使用前検査

△ : 工事完了

▼ : 「福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画」の変更認可

工事の工程における放射線管理に関する説明書

1. 放射線管理

(1) 検査に係る立ち入り制限

必要に応じ関係者以外の立入を制限する。

(2) 検査中の放射線管理

検査中は検査に係る者に対し、適切な指導及び助言を行う。

(3) 個人被ばく管理

線量は、電子式線量計を用いて測定する。

2. 検査場所の区域区分

福島第一原子力発電所

免震重要棟

: 非管理区域

使用済セシウム吸着塔一時保管施設（第三施設）

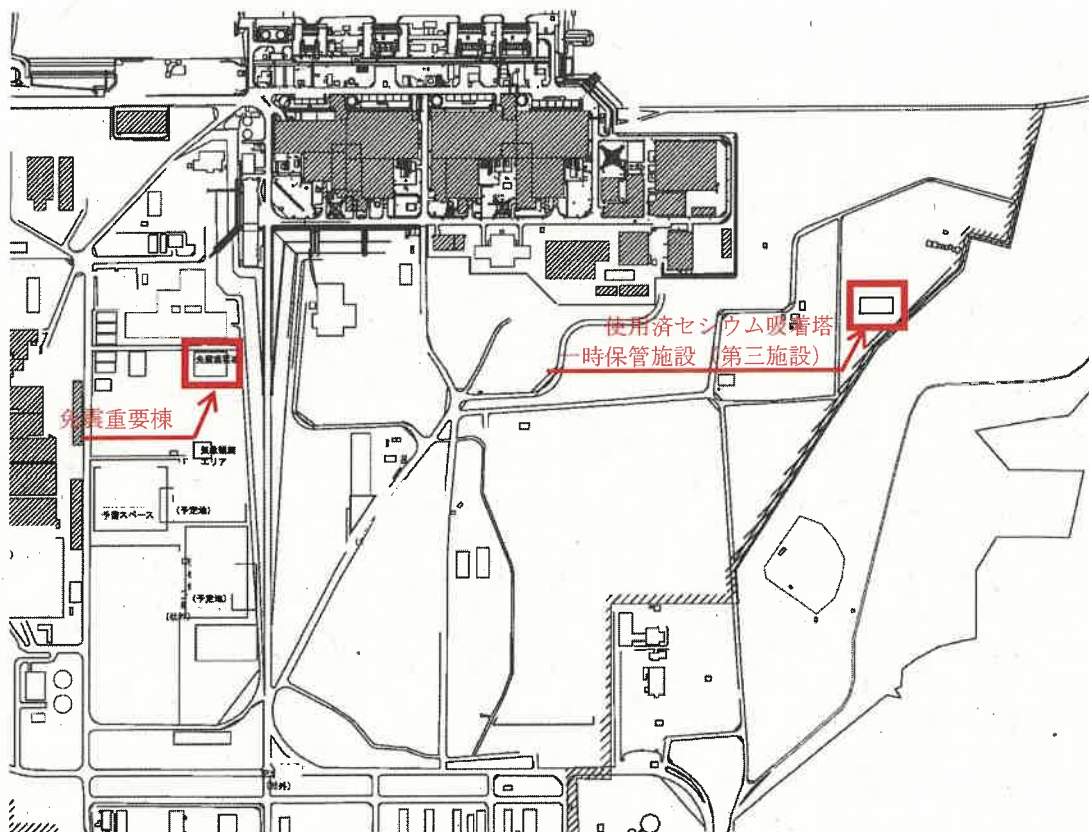
: 管理対象区域

別添-1 : 検査場所図

別添-2 : 検査範囲図

以上

検査場所図



福島第一原子力発電所構内

 : 検査場所

検査範囲図

— : 検査対象範囲

使用済セシウム吸着塔一時保管施設(第三施設)

